

東京都幼保連携型認定こども園事務取扱要綱

平成26年12月17日付26福保子保第2030号	制定
平成28年3月4日付27福保子保第1966号	改正
平成28年11月2日付28福保子保第1589号	改正
平成29年3月8日付28福保子保第3294号	改正
令和4年12月9日付4福保子保第2925号	改正

第1 目的

この事務取扱要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号。以下「条例」という。）、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成26年東京都規則第151号。以下「規則」という。）、東京都幼保連携型認定こども園事業実施細目（平成26年12月17日付26福保子保第2028号。以下「事業実施細目」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成26年東京都規則第146号。以下「法施行細則」という。）、その他法令の定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の認可及び内容の変更等に当たって遵守すべき手続等を定め、もって事務処理の適正化、円滑化を目指すことを目的とする。

第2 用語の意義

- この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 公立幼保連携型認定こども園 法第16条に規定する区市町村が設置する幼保連携型認定こども園をいう。
 - 私立幼保連携型認定こども園 法第17条第1項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- 1に掲げるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法、府省令、条例及び規則で使用する用語の例による。

第3 幼保連携型認定こども園設置認可（届）の手続

1 公立幼保連携型認定こども園の設置届の手続

公立幼保連携型認定こども園を設置しようとする区市町村は、法第16条及び府省令第15条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園設置届（法施行細則第10号様式。以下「設置届」という。）を、設置を予定する日の20日前の日までに、次に掲げる書類を添付し、知事に届け出ること。

- 施設概要（別紙第1号様式）
- 職員の構成（別紙第2号様式）
- 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（別紙第3号様式）
- 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境がわかるもの）
- 施設の配置図及び建物の平面図
- 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
- 幼保連携型認定こども園の設置条例（当該自治体の条例案）
- 子育て支援事業の計画（別紙第5号様式）

- (9) 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、府省令第16条に定める園則に関する規定及び条例第21条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
- (10) 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し
- (11) 調査書（別紙第8号様式）

2 私立幼保連携型認定こども園の設置認可の手続

私立幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けようとする設置主体は、法第17条第1項及び府省令第15条第1項の規定に基づき、以下のとおり申請の手続を行うこと。

(1) 認可計画承認申請

私立幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする設置主体は、計画の承認を受けるため、計画承認申請書（別紙第9号様式）に、次に掲げる書類を添付し、整備予定地の区市町村長が指定する日までに当該区市町村へ提出すること。

計画承認申請書を受け付けた区市町村長は、計画承認申請書及び添付書類の内容について審査を行い、適当と認めた場合には、別に定める期限までに、次に掲げる書類を添付し、知事に提出すること。

ア 設置主体が提出するもの

(ア) 設置者の状況

社会福祉法人及び学校法人にあっては次のaからjまでに掲げる書類、それ以外の者にあつてはaからkまでに掲げる書類

- a 法人の登記事項証明書
- b 定款又は寄付行為の写し(法人の場合)
- c 印鑑証明
- d 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書（別紙第4号様式）
- e 資金計画書
- f 幼保連携型認定こども園の今後5年間の収支計画書（当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。）
- g 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したもの）
- h 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- i 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- j 預貯金残高証明書(別に定める計画承認申請書の提出期限の1か月前以降の時点のもの)
- k 納税証明書（別に定める内容のもの）

(イ) 建物、その他の設備関係

- a 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（別紙第3号様式）
- b 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境がわかるもの）
- c 施設の配置図及び建物の平面図
- d 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
- e 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合）

検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(a)から(c)のいずれかを提出すること。

- (a) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書

- (b) 建築基準法第 12 条第 5 項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
- (c) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区市町村長が確認した文書
- f 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、計画承認申請書提出時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること。(自己所有の場合)
- g 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面(土地・建物が自己所有でない場合)
- h 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類(賃貸借契約書等)の写し(土地・建物が自己所有でない場合)
- i 事業実施細目 4 (4) イに規定される建築物にあつては、当該事実を客観的に証明できる書類
- (ウ) 幼保連携型認定こども園の運営方針
 - a 府省令第 16 条に規定する園則
 - b 子育て支援事業の計画(別紙第 5 号様式)
- (エ) その他知事が必要と認めるもの
- イ 区市町村が提出するもの
 - (ア) 意見書(別紙第 7 号様式)
 - (イ) 調査書(別紙第 8 号様式)

(2) 認可申請

私立幼保連携型認定こども園の設置認可を受けようとする設置主体は、法第 17 条第 1 項及び府省令第 15 条第 1 項の規定により、幼保連携型認定こども園設置認可申請書(法施行細則第 11 号様式)に次に掲げる書類を添付し、区市町村長が指定する日までに、当該区市町村へ提出すること。

申請書を受け付けた区市町村長は、申請書及び添付書類の内容について審査を行い、適当と認めた場合には、別に定める期限までに、次に掲げる書類を添付し、知事に提出すること。

ア 設置主体が提出するもの

(ア) 概要

施設概要(別紙第 1 号様式)

(イ) 設置者の状況

社会福祉法人及び学校法人にあつては次の a から k までに掲げる書類、それ以外の者にあつては a から l までに掲げる書類。ただし、b から l までについては本要綱第 3 の 1 (1) に基づく計画承認申請書の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。

- a 法人代表者の履歴書
- b 法人の登記事項証明書
- c 定款又は寄付行為の写し(法人の場合)
- d 印鑑証明
- e 幼保連携型認定こども園の設置者基準に該当する旨の誓約書(別紙第 4 号様式)
- f 資金計画書
- g 幼保連携型認定こども園の今後 5 年間の収支計画書(当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済計画についても記載すること。)
- h 直近 3 年間の決算報告書(監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものの)

- i 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書
- j 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画
- k 預貯金残高証明書（別に定める設置申請書の提出期限の1か月前以降の時点のもの）
- l 納税証明書（別に定める内容のもの）

(ウ) 職員関係

- a 職員の構成（別紙第2号様式）
- b 履歴書の写し（学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び条例第8条第3項により調理員を置かない幼保連携型認定こども園の調理員は不要）
- c 保育士証の写し
- d 幼稚園教諭免許状の写し
- e 規則附則第9項を適用する場合は、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）の写し
- f 医師の免許証の写し
- g 養護教諭、栄養教諭を配置する場合には当該普通免許状の写し
- h 所定労働時間等の明記された非常勤職員雇用通知書（控）の写し（ただし、学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び調理員を除く。）
- i 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し
- j 園長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
- k 規則附則第8項及び第10項を適用する場合は、細目第5（3）に該当することを証する書類

(エ) 建物その他の設備関係

次に掲げる書類のうち、第3の2（1）ア（イ）に基づく計画承認申請書の添付資料として既に提出した書類と変更がない場合は提出を省略することができる。

- a 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（別紙第3号様式）
- b 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境がわかるもの）
- c 施設の配置図及び建物の平面図
- d 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図
- e 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書（既存建築物の場合）
検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の(a)から(c)までのいずれかを提出すること。
(a) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
(b) 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
(c) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区市町村長が確認した文書
- f 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による規則第5条を満たしていることを証する書類
- g 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し
- h 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、登記後に送付すること。（自己所有物件の場合）
- i 国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受ける場合には、それを証する書面（土地・

建物が自己所有でない場合)

- j 国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には、使用の権利を証する書類（賃貸借契約書等）の写し（土地・建物が自己所有でない場合）
- k 火災予防条例第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
- l 事業実施細目4（3）に規定する「室内化学物質対策実施基準」に基づき実施した測定結果（厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。）
- m 事業実施細目4（4）イに規定される建築物にあっては、当該事実を客観的に証明できる書類

(オ) 幼保連携型認定こども園の運営方針

- a 府省令第16条に規定する園則
- b 子育て支援事業の計画（第5号様式）
- c 重要事項説明書等（利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、上記園則に関する規定及び条例第21条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの）
- d 利用する子供に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し

(カ) その他知事が必要と認めるもの

イ 区市町村が提出するもの

(ア) 意見書（別紙第7号様式）

(イ) 調査書（別紙第8号様式）

3 公私連携幼保連携型認定こども園の設置届の手續

法第34条第1項に基づき、区市町村長による公私連携法人の指定を受けた法人が同規定に基づく公私連携幼保連携型認定こども園を設置するに当たり、同第3項による届出を行う時は、公私連携幼保連携型認定こども園設置届（法施行細則第10号の2様式。以下「公私連携設置届」という。）に次に掲げる書類を添付し、区市町村長が指定する日までに、当該区市町村へ提出すること。

公私連携設置届を受け付けた区市町村長は、公私連携設置届及び添付書類の内容について審査を行い、適当と認めた場合には、設置を予定する日の20日前の日までに、次に掲げる書類を添付し知事に提出すること。

(1) 設置主体が提出するもの

第3の2（2）アに定める書類

(2) 区市町村が提出するもの

ア 第3の2（2）イに定める書類

イ 公私連携法人として指定した文書の写し（区市町村長による原本証明がなされているもの）

第4 幼保連携型認定こども園の内容変更（届）の手續

1 公立幼保連携型認定こども園の内容変更の手續

公立幼保連携型認定こども園の内容を変更しようとする区市町村は、府省令第15条第2項の規定により、幼保連携型認定こども園変更事項届出書（法施行細則別記第13号様式。以下「変更届」という。）を、内容変更を予定する日の20日前までに次に掲げる書類を添付し、知事に届け出ること。

(1) 名称の変更

施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）

(2) 所在地（住所）の表示の変更

施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）

- (3) 移転又は改築等により、建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに園庭の変更
 - ア 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境がわかるもの）
 - ウ 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（別紙第3号様式）
 - エ 建物の変更前後の配置図、平面図
 - オ 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難までの経路を示した平面図
 - カ 調査書（別紙第8号様式）
- (4) 定員の変更
 - ア 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 職員の構成（別紙第2号様式）
 - ウ 幼保連携型認定こども園入所状況（別紙第6号様式）
 - エ 調査書（別紙第8号様式）
 - オ 子ども・子育て支援法第32条第2項又は第3項に係る届出書の写し（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合）
- (5) 園長の変更
 - ア 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 園長の変更を確認できるもの
- (6) 調理業務に関する変更
 - ア 職員の構成（別紙第2号様式）（業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合）
 - イ 調理業務委託契約書の写し（新たに委託を開始する場合）
 - ウ 外部搬入に係る契約書の写し（新たに外部搬入を開始する場合）
 - エ 調査書（別紙第8号様式）
- (7) 園則の変更
 - ア 設置者が提出するもの
改定前後の園則又は園則の変更が確認できるもの
 - イ 区市町村長が提出するもの
意見書（第8号様式）

2 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）の内容変更の手続

幼保連携型認定こども園の建物その他設備の規模構造、使用区分、園庭、園舎敷地の使用に係る権利関係、定員等の運営方法又は代表者若しくは園長を変更しようとする設置主体は、府省令第15条第2項の規定により、当該区市町村が指定する日までに、変更届に次に掲げる書類を添付し、当該区市町村へ提出すること。

変更届を受け付けた区市町村長は、変更届及び添付書類の内容について審査を行い、適当と認められた場合には、変更しようとする日の20日前までに、次に掲げる書類を添付し、知事に提出すること。

- (1) 名称の変更
 - 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
- (2) 所在地（住所）の表示の変更
 - ア 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 区市町村から発行される住居表示変更の通知
- (3) 設置者の名称の変更（個人の場合の氏名変更を含む。）
 - ア 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）

- イ 印鑑証明（事後提出）
- (4) 設置者の代表者の変更（法人の場合に限る。）
 - 法人の代表者が変更した場合は、理事会等の決議のあった時点で、速やかに、変更届を提出すること。
 - ア 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 代表者の履歴書
 - ウ 印鑑証明（事後提出）
- (5) 設置者の住所（法人の場合は所在地）の変更
 - ア 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - イ 印鑑証明（事後提出）
- (6) 園長の変更
 - ア 設置主体が提出するもの
 - (ア) 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 園長の履歴書
 - (ウ) 園長要件を充足することを証する書面（勤務証明等）
 - イ 区市町村が提出するもの
 - 意見書（別紙第7号様式）
- (7) 定員の変更
 - ア 設置主体が提出するもの
 - (ア) 施設概要（別紙第1号様式）（変更箇所のみ記入すること。）
 - (イ) 職員の構成（別紙第2号様式）
 - イ 区市町村が提出するもの
 - (ア) 意見書（別紙第7号様式）
 - (イ) 調査書（別紙第8号様式）
 - (ウ) 幼保連携型認定こども園入所状況（別紙第6号様式）
 - (エ) 子ども・子育て支援法第32条第2項又は第3項に係る届出書の写し（利用定員を定員と異なる人数に設定している場合）
- (8) 建物の規模構造及び使用区分（保育室、遊戯室、乳児室、ほふく室等の設置位置等）並びに園庭の変更
 - ア 設置主体が提出するもの
 - (ア) 建物の規模、構造及び設備並びに園庭の状況（別紙第3号様式）
 - (イ) 建物の変更前後の配置図、平面図
 - (ウ) 幼保連携型認定こども園内の各室から屋外避難までの経路を示した平面図
 - (エ) 本内容変更により新たに保育室等を2階以上に設置した場合は、一級建築士による規則第5条を満たしていることを証する書類
 - (オ) 建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し
検査済証の交付を受けていない場合は、次の(a)から(c)までのいずれかを提出すること。
 - (a) 建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書
 - (b) 建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書
 - (c) 建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区市町村長が確認した文書
 - (カ) 土地及び建物の登記事項証明書。ただし、届出時に登記がなされていない場合には、登記後送付すること。

- (キ) 事業実施細目 4 (3) に規定する「室内化学物質対策実施基準」に基づき実施した測定結果
(厚生労働省が定める指針値以下であることがわかるものであること。)
- イ 区市町村が提出するもの
 - (ア) 意見書 (別紙第 7 号様式)
 - (イ) 調査書 (別紙第 8 号様式)
- (9) 調理業務に関する変更
 - ア 設置主体が提出するもの
 - (ア) 職員の構成 (別紙第 2 号様式) (業務委託及び外部搬入から設置者が自ら調理することに変更した場合)
 - (イ) 調理業務委託契約書の写し (新たに委託を開始する場合及び委託先を変更する場合)
 - (ウ) 外部搬入に係る契約書の写し (新たに外部搬入を開始する場合及び委託先を変更する場合)
 - イ 区市町村が提出するもの
 - 調査書 (別紙第 8 号様式)
- (10) 園則の変更
 - ア 設置者が提出するもの
 - 改定前後の園則又は園則の変更が確認できるもの
 - イ 区市町村長が提出するもの
 - 意見書 (第 7 号様式)

第 5 報告書の提出

- 1 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 30 条第 1 項及び法施行細則第 6 条の規定により、幼保連携型認定こども園運営状況報告書 (法施行細則別記第 17 号様式) に職員の構成 (別紙第 2 号様式) 第 2 片を添付し、毎年度、別に定める期日までに知事に報告すること。
- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第 30 条第 2 項の規定により、次の事項が生じた場合、速やかに知事及び当該幼保連携型認定こども園が所在する区市町村長に報告を行うこと。
 - (1) 当該施設の管理下において死亡事案、治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合
 - (2) 当該施設に 24 時間かつ概ね週 5 日程度以上入所している児童がいる場合。なお、この場合においては、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況を報告すること。
 - (3) 次のア、イ又はウに該当する場合は、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等。この場合、併せて保健所に報告し、指示に従うこと。
 - ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は利用児童の半数以上発生した場合
 - ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われる場合
- 3 知事は、法第 30 条第 2 項の規定により、前項の報告のほか幼保連携型認定こども園の適切な運営を確保するために必要があると認めるときは、その設置者に対して適宜報告を求めることができる。

第 6 幼保連携型認定こども園の廃止・休止

幼保連携型認定こども園の廃止・休止については、幼保連携型認定こども園の公共性から教育・保育事業に多大な影響を及ぼすため、設置者は、廃止又は休止をしようとする日以前の少なくとも相当の期間をもって、当該区市町村長と協議し、区市町村長は知事に情報提供を行うこと。また、休止と

は原則として1年を超えない期間停止することである。

なお、建物設備について国庫や都の補助がなされた幼保連携型認定こども園を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって知事宛に協議しなければならない。

1 公立幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の場合

公立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする区市町村長は、法第17条第1項及び府省令第17条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届（法施行細則第14号様式）に廃止を議決した条例（条例案）又はこれに代わるものを添付して、幼保連携型認定こども園を廃止又は休止を予定する日の1か月前の日までに知事に届け出ること。

2 私立幼保連携型認定こども園（公私連携幼保連携型認定こども園を含む。）の廃止又は休止の手続

私立幼保連携型認定こども園を廃止又は休止しようとする設置主体は、法第17条第1項及び法第17条第1項及び府省令第17条の規定により、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（法施行細則第15号様式。以下「廃止等認可申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、区市町村長が指定する日までに、当該区市町村へ提出すること。

廃止等認可申請書を受け付けた区市町村長は、廃止等認可申請書及び添付書類の内容についての審査を行い、適当と認めた場合には、次に掲げる書類を添付し、承認を得ようとする日の2か月前までに、次に掲げる書類を添付し、知事に提出すること。

(1) 設置主体が提出するもの

- ア 財産処分の具体的方法
- イ 職員の退職後の状況
- ウ 入所児童の具体的な受入計画

(2) 区市町村が提出するもの

- 意見書（別紙第7号様式）

附 則

この要綱は、条例の施行の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月9日から施行する。